

短期給付金に関する注意点です!

短期給付金とは? 病気やけがをして高額な自己負担をされた際の高額療養費のほか、出産、休業、災害、死亡等、組合員又はその被扶養者に保険事故(給付事由)が生じたとき、一定の保険給付を行い生活の安定を図るという給付制度です。

時効について 短期給付を受ける権利の時効は、国家公務員共済組合法の規定により**2年**で成立します。したがって、請求権を有する方からの請求がなければ、時効により給付を受けられなくなりますので、ご注意ください。

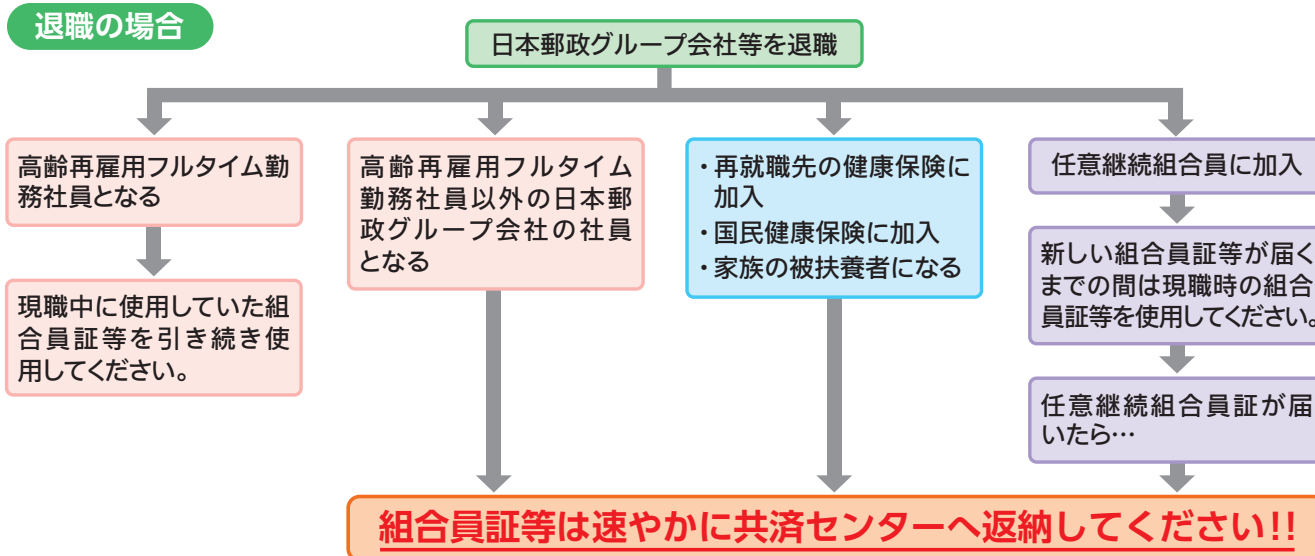
どんなとき?	給付の種類
医療費の立て替え払いをしたとき	療養費・家族療養費
赤ちゃんが生まれたとき	出産費附加金・家族出産費附加金
病気やけがで働けないとき	傷病手当金
災害で損害を受けたとき	災害見舞金

請求方法について 詳しい各種給付金の請求方法等につきましては、ホームページの「[手続ガイド](#)」及び「[短期給付金の手引き](#)」をご覧ください。

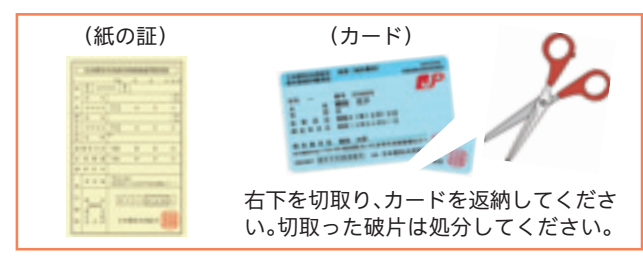
《給付担当》

組合員証等は必ず共済センターへ返納してください

- 退職(下図参照)、短時間勤務への転換、被扶養者の要件を欠いた場合等には組合員等や被扶養者の資格を失いますので、速やかに組合員証及び家族の被扶養者証等を共済組合に返納(※)しなければなりません。
- 資格を失った後の組合員証及び家族の被扶養者証等は無効となり、病院等で使用した場合は、不正使用となり共済組合が負担した医療費(総医療費の7割~9割)を返還していただくこととなるほか、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがありますので注意してください。



- ※組合員証、家族の被扶養者証等の返納方法
- ① カードの右下を切り取ってください(紙の証はそのまま)。
 - ② 『「組合員証等返納票」兼「亡失届」』に記入します。
 - ③ ①と②を併せて共済センターへ郵送してください。



- ★『「組合員証等返納票」兼「亡失届」』の様式は
- HOME 届出・申請様式
 - 共済組合員証、被扶養者の認定・取消について
 - 組合員証-08 組合員証等返納票兼亡失届

郵送先 〒330-0081 埼玉県さいたま市中央区新都心3-1 日本郵政共済組合共済センター 被扶養者担当

《被扶養者担当》

本誌はホームページからもご覧いただけます。

ゆうせい共済

Y U S E I K Y O S A I



No.459
平成29年4月1日発行

Contents

1	入社時に扶養する家族がいる方へ	2
2	平成29年度の特典健康診査の受診券を交付します	2
3	年金の受給権発生後に共済組合に再加入した方へ	3
4	短期給付金に関する注意点です!	4
5	組合員証等は必ず共済センターへ返納してください	4

連絡先等

- 1 各種申請・請求書等のあて先**
〒330-0081 埼玉県さいたま市中央区新都心3-1
日本郵政共済組合 共済センター ○○担当 あて
※各手続を迅速に行うため、必ずそれぞれの記事の右下にある担当名を記載してください。
※郵送料は差出人負担です。
- 2 電話によるお問い合わせ**
コールセンター TEL 0120-97-8484
受付時間:午前9時~午後6時
(土、日、祝日及び年末年始(12/29~1/3)を除く)
※通話料無料。携帯電話・PHSからもご利用いただけます。
※電話番号はお間違えないようにお願いします。
- 3 ホームページ**

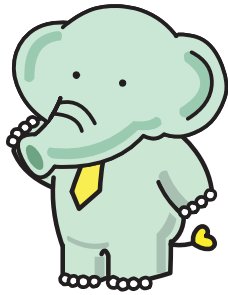
ゆうせい共済 検索

各種サービス内容の詳細や手続方法等がご覧いただけます。また、各種手続様式もダウンロードできますのでご利用ください。

入社時に扶養する家族がいる方へ

▶ 新入社員の皆さま、ホームページを確認して、必要な手続きを行ってください。

- 新入社員の皆さまに扶養している家族(配偶者、子、父母等)がいる場合は、共済組合に手続きを行わないと、被扶養者証(保険証)が発行されません。
- 被扶養者証(保険証)が無いと、病院への支払いが10割負担になる等、不利益が生じます。
- 入社日の翌日から30日以内に手続きを行う必要がありますので、共済組合のホームページを確認して、必要書類を提出してください。



ホームページの右側にある「退職/新規採用に伴う手続きのご案内」のバナーをクリックすると、手続きについての案内が表示されます。

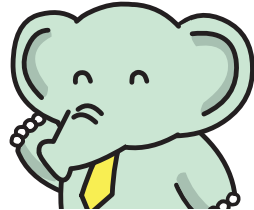
(バナー)

退職 / 新規採用に伴う
手続きのご案内

《被扶養者担当》

平成29年度の特定健康診査の受診券を交付します

一年に一度は「特定健康診査」(*)を受けましょう!



※ 以下、「特定健診」といいます。

特定健診とは?

受診券と保険証があれば無料で受けられる、生活習慣病を予防するための健診です! ご自身の健康管理のために是非積極的にご利用ください。

対象者は?

平成29年度に満40~74歳に達する方
かつ
平成29年4月1日現在、資格を有する被扶養者及び任意継続組合員の方
※現役の組合員(社員)の方については、職場で定期健康診断を受けることにより特定健康診査を受診したことになるため、受診券を交付していません。

更に!

人間ドックを受検する際に受診券を提出すると、人間ドックの料金から特定健診の費用を差し引いた金額で受検できる場合があります。

① 通常(6月上旬~7月上旬頃)より早く受診券の送付を希望される方	「 特定健康診査受診券交付・再交付申請書 」を共済センターに提出していただくか、コールセンターへご連絡ください。
② 受診券の送付先を変更したい方 ※通常は組合員の住所にお送りしています。	「 特定健康診査受診券送付先変更届 」を共済センターに提出していただくか、コールセンターへご連絡ください。

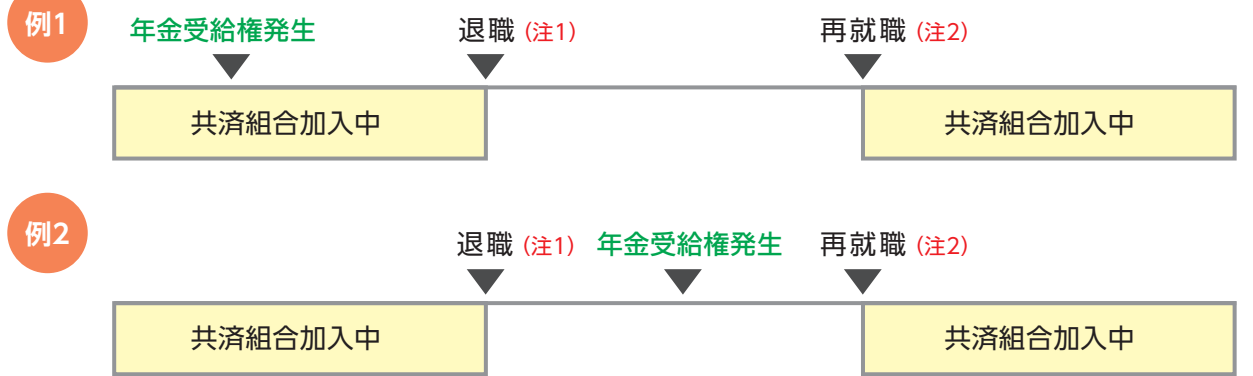
注意

受診券を提示しない場合、受診費用は全額自己負担となります。

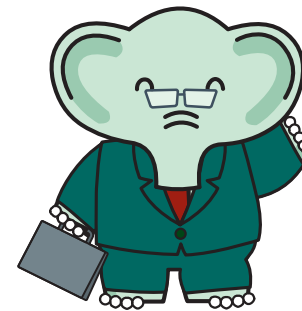
《助成担当》

年金の受給権発生後に共済組合に再加入した方へ

▶ 年金の受給権発生後に1日以上の間を空けて、再度、共済組合員となった方は「再就職届」をご提出ください。

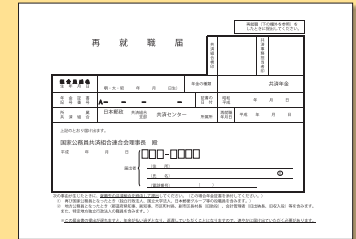


(注1)「退職」…共済組合を脱退すること (注2)「再就職」…共済組合に再加入すること



「再就職届」の提出対象者は…

【公務員厚生年金被保険者】
日本郵政グループの高齢再雇用フルタイム勤務社員、
国家公務員、地方公務員等



提出書類	提出先
再就職届 共済組合HPからダウンロード、もしくはコールセンターへご連絡いただければ様式を送付します。 ★「再就職届」の様式は 共済組合HP → 届出・申請様式 → 入社するとき → 再就職届	日本郵政共済組合共済センター年金担当 他の共済組合に加入する場合は、再就職先の共済組合へご提出ください。

「再就職届」を提出されることにより、国家公務員共済組合連合会(以下「KKR」といいます。)で年金支給額を再計算しますが、この手続きに2か月以上要するため、再取得後すぐの定期支給期では年金額の調整が間に合わないまま支給される場合があります(過払いになった年金については、後日、KKRから返還について通知されます。)

「再就職届」の提出が遅れますと、過払い額が膨らむほか、再取得されて以降の新たな年金加入期間が共済組合の加入期間として登録されないなど、適切な記録管理ができず、不利益となる恐れがありますので、速やかにご提出くださいますようお願いいたします。

再び、共済組合を脱退される場合は…

「退職届(老齢厚生・退職共済年金受給権者用)」等を提出していただく必要があります。ひとりひとりの状況に応じた様式を送付いたしますので、コールセンターへご連絡ください。

《年金担当》